

第18課 意思能力と行為能力 その2

前課で触れたとおり、ある人と取引をする際に、その人に意思能力があるかないかを判断するのは容易ではない。しかし、意思能力を欠いた人がした行為は無効とされるので、取引をする人は思わぬ損害を被りかねない。そうになると、取引に入るのに慎重にならざるを得ず、将来無効とされて損害を被るのをおそれるあまりに、経済取引が不活発になってしまう。

逆に、意思能力を欠いた人が取引をした場合、後にその取引の無効を主張しようとするれば、自分が取引の時に意思能力がなかったことを証明しなければならないが、これも困難であることが多く、意思能力を欠いていた人の保護が不十分となってしまう。

そこで、このような事態を可能な限り避けようとするのが行為能力の制度である。この制度は、判断能力の低い人を定型化し、そのような人に判断力のある保護者を付け、取引などの法律的意思のある行為は一人ではできないようにする制度である。そして、そのような人が保護者の関与なしに一人で行った行為については、取消しができるようにしている。

このように、判断能力が低く、一人では行為できない人を**制限能力者**と呼び、逆に、この様な人に該当せず、一人で通常取引ができる人については、**行為能力**がある、と言う。

制限能力者とは次のような人である。

- 1 **未成年者** — 満20歳未満の者であり、保護者は**法定代理人**である。
- 2 **成年被後見人** — 行為が自己にとって利益であるか不利益であるかの判断力（「事理弁識能力」という）を常に欠いている人で、家庭裁判所が「**後見人**」という保護者を付ける決定をした人である。
- 3 **被補佐人** — 事理弁識能力が著しく不十分な人で、家庭裁判所が「**補佐人**」という保護者を付ける決定をした人である。
- 4 **被補助人** — 事理弁識能力が不十分な人で、家庭裁判所が「**補助人**」という保護者を付ける決定をした人である。

1 重要語句

a 行為能力

行為能力の有無を論じることは、同時に制限能力を論じることになる。つまり、制限能力者でなければ、行為能力はあることになる。しかし、一応行為能力があるとされる人でも、当該取引の時に、精神病などによって意思能力を欠いているばあいには、当然、行為は無効であり（普通の人でも、泥酔していたり、薬などの影響によって判断力を失っていたりした最中に契約をした、という場合を考えてみればわかりやすい）、このような行為の無効を行為能力の制度によって否定することはできない。

b 制限能力者とその保護者

- ① 未成年者—法定代理人
- ② 成年被後見人—後見人
- ③ 被保佐人—保佐人
- ④ 被補助人—補助人

未成年者は、年齢ですぐに区別がつくので、特別な登録や裁判所の決定などはいらない。通常、法定代理人になるのは親権者、つまり親である。これに対し、②から④までの制限能力者については、制限能力者であることは外部からは分からないので、家庭裁判所の決定と、特別な登記が必要である。家庭裁判所の決定と登記があつて初めて他の人からもその人が制限能力者であることがわかるのであつて、これらの手続きが行われるまでは、制限能力者としては扱われない。

なお、民法は、制限能力者と取引に入った者が、いつ取引が取り消されてしまうか分からない、という不安定な状態を解消するために、制限能力者またはその保護者に対し、一ヶ月以上の期間を定めて、その取引を確定的に有効とさせるか否かの回答を促す権利（これを「催告権」という。民法第19条）を認めているほか、制限能力者が、その立場を悪用して取引に入る人に損害を被らせないように、制限能力者であっても取引の責任を免れない場合を規定している（民法第20条）。